

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	電話番号: 03-5253-5842	e-mail: kaikei@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成22年2月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>有線放送電話に関する法律はこれまで電気通信事業法の特別法として存続していたところ、近年、有線放送電話業務を行っている施設数は一貫した減少傾向にあり、新規参入事業者も見込まれない状況にある。また、有線放送電話を導入していた農山漁村等の地域においても、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきている現状にかんがみれば、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきている。</p> <p>さらに、今般、利用者の利益を確保し、同様のサービスには同様の規律を適用するとの観点から、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化が図られるところである。</p> <p>以上の状況変化を踏まえ、有線放送電話業務に対する規制を一般の電気通信業務に対する規制と同一のものとするため、有線放送電話に関する法律を廃止することとする。</p> <p>なお、既存の有線放送電話業者については、</p> <p>ア 零細事業者が大宗を占めることから、電気通信事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストが大きな負担になり、業務を継続することが困難となるおそれがあること</p> <p>イ その結果、平成20年度末時点においても約33万人存在する有線放送電話の利用者がサービスそのものの提供を受けられなくなり、利用者の利益を損なうおそれがあること</p> <p>が想定されるため、有線放送電話に関する法律の廃止後も従前の例により業務が行えるよう経過措置を設ける。</p> <p>なお、このほか、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者については、当該第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、収支の状況等を公表する規定を置くこととしている。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第34条	
想定される代替案	特になし		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者において特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。		
(行政費用)	特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。		
(その他の社会的費用)	特になし		
規制の便益	便益の要素		
	新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話に関する法律を廃止することは合理的であり、また、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	有線放送電話に関する法律を廃止し、制度の整理・合理化が図られる一方で、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対しては、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。さらに、当該経過措置により、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。 <p>以上のことから、本政策は適切であると考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	本政策は、情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方」(平成21年8月26日)において提言された事項を踏まえたものである。		
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後、5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			